

事 務 連 絡
令和7年3月27日

(一社) 京都府建設業協会 様

京都府建築指導課長
(公 印 省 略)

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に係るパンフレット及びチラシの送付について

平素は、京都府の盛土対策行政の推進に御協力いただき誠にありがとうございます。

京都府では、令和7年5月1日に予定している盛土規制法の規制区域指定及び本格運用開始に先立ち、規制区域内における許可制度等の普及を目的として、パンフレット及びチラシを作成しました。

つきましては、下記のとおり送付いたしますので、関係各位で情報共有いただくとともに、窓口での配布等により、府民への制度普及に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 送付物

- (1) パンフレット A3 用紙・両面印刷・2つ折り（100部）
- (2) チラシ A4 用紙・両面印刷・折りなし（500部）

2 お願い

パンフレット及びチラシに記載の電話番号への御相談等の対応は、令和7年4月1日の組織改正以降に開始する予定ですので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

建築指導課開発指導係 担当：楠瀬、津坂、西島

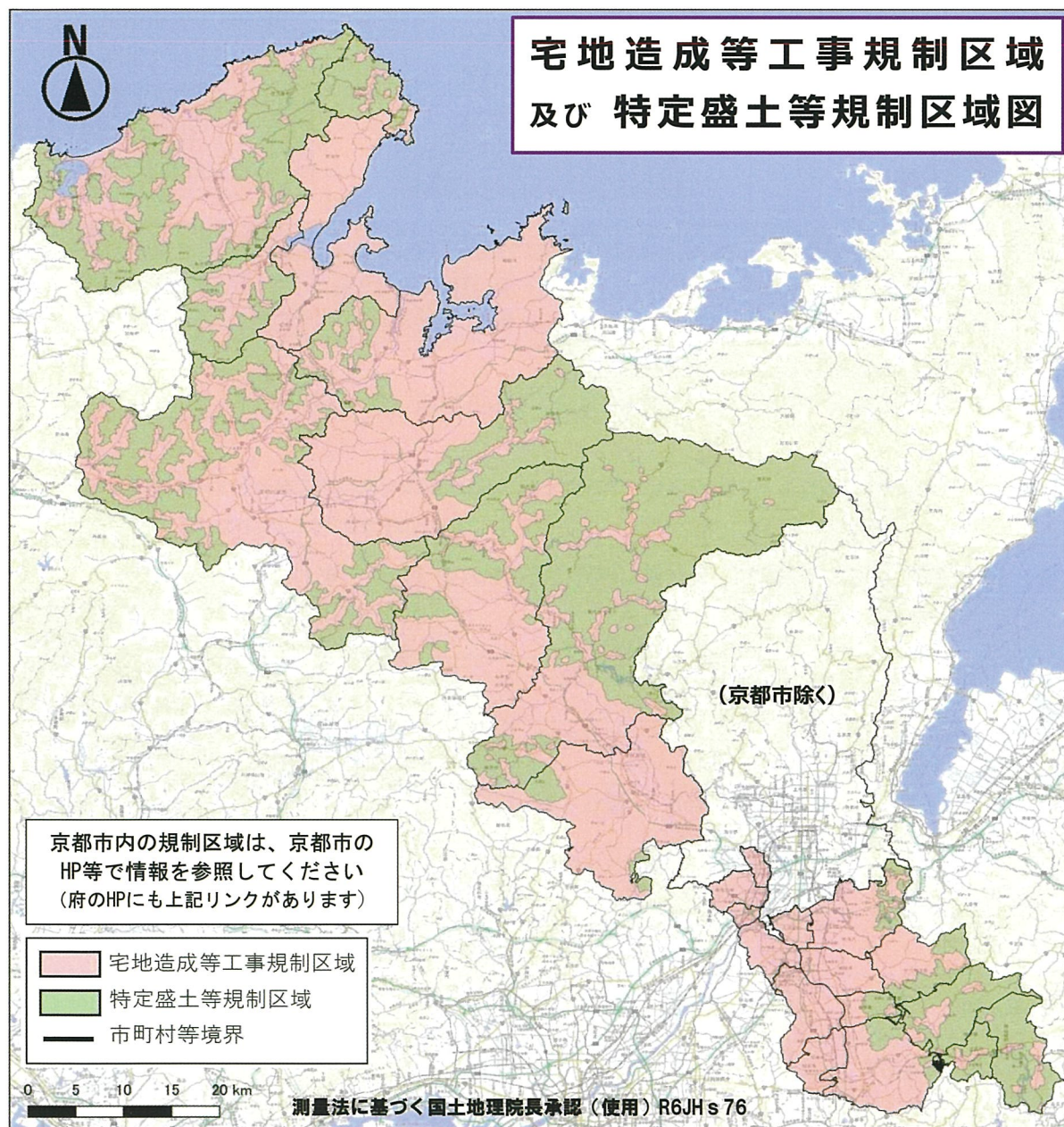
電話：075-414-5078 E-mail：kenchiku@kyoto.lg.jp

宅地造成及び特定盛土等規制法

盛土規制法に基づく規制を開始します

危険な盛土等[※]の崩落による被害を防ぐため、これらを規制する取り組みが始まります。
一定規模を超える盛土等の工事を行う場合は、あらかじめ許可または届出が必要になります。

※「盛土等」とは、盛土や切土、一時的な土石の堆積をいいます。（詳しくは裏面をご確認ください。）



【規制区域について】

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危険を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

許可対象となる盛土等の規模

＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

例えば、●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖*を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の崖*を生ずるもの(①②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積 が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例えば、●土石のストックヤードにおける仮置き 等

⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの

特定盛土等規制区域内では、許可対象となる

盛土等の規模より小さい工事でも

届出が必要な場合があります。

届出が必要な盛土等の規模は

下記京都府ホームページをご覧ください。

①許可申請前	②許可申請・許可	③工事着手	④工事完了
● 土地の所有者等全員の同意 ● 周辺住民への事前周知	● 許可基準への適合 ● 京都府知事の許可	● 現場での標識掲出 ● 定期報告 ● 中間検査	● 完了検査

無許可で盛土等を行った場合などは、罰則の対象となります。

最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下、法人に対しては法人重科を措置（最大3億円以下）

【注意】区域指定時点で施工中の工事の届出

規制区域の指定日に、現に盛土・切土や一時的な土石の堆積など規制対象となる工事を行っている場合は、

許可申請は不要ですが**指定日から21日以内**に工事内容を届出する必要があります。

◎相談、申請、通報等に関する連絡先は、内容別に下表のとおりです。

市町村	事項・区域	許可・相談・通報に関すること 宅地造成等工事規制区域	許可・相談・通報に関すること 特定盛土等規制区域	相談・通報に関すること 府全域(京都市除く)
向日市、長岡京市、大山崎町		乙訓土木事務所 建築住宅課 (電話)075-931-2478		乙訓保健所 環境衛生課 (電話)075-933-1341
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町		山城北土木事務所 建築住宅課 (電話)0774-62-0624	山城広域振興局 森づくり振興課 (電話)0774-21-3087	山城北保健所 環境課 (電話)0774-21-2913
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村		山城南土木事務所 建築住宅課 (電話)0774-72-9521		山城南保健所 環境衛生課 (電話)0774-72-4303
亀岡市、南丹市、京丹波町		南丹土木事務所 建築住宅課 (電話)0771-62-0364	南丹広域振興局 森づくり振興課 (電話)0771-22-1019	南丹保健所 環境衛生課 (電話)0771-62-4755
福知山市		中丹西土木事務所 建築住宅課 (電話)0773-22-5144	中丹広域振興局 森づくり振興課 (電話)0773-62-4621	中丹西保健所 環境衛生課 (電話)0773-22-6383
舞鶴市、綾部市		中丹東土木事務所 建築住宅課 (電話)0773-42-8785		中丹東保健所 環境衛生課 (電話)0773-75-1156
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町		丹後土木事務所 建築住宅課 (電話)0772-22-2703	丹後広域振興局 森づくり振興課 (電話)0772-62-4317	丹後保健所 環境衛生課 (電話)0772-62-1361
◎ 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)全般について		建設交通部 建築指導課 (電話)075-414-5347	農林水産部 経営支援・担い手育成課(農地他) (電話)075-414-4902 森の保全推進課(森林) (電話)075-414-5030	総合政策環境部 循環型社会推進課 (電話)075-414-4228
◎ 不法投棄・不適切な盛土について		不法投棄・盛土情報ダイヤル	不法投棄 (電話)0120-530-993	盛土関係 (電話)0120-530-994

京都府の盛土規制法に関する詳細等について（府HP）



【府ホームページQR】

国土交通省 盛土規制法総合窓口（国HP）



【国ポータルサイトQR】

京都府 盛土規制法

検索

盛土 ポータル

検索